



2 教保第 70 - 1 号
令和 2 年 4 月 10 日

各県立学校長 殿

愛知県教育委員会事務局長

新型コロナウイルス感染症対策 愛知県緊急事態措置に基づく臨時
休業期間の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業の措置については、令和 2 年 4 月 6 日付け 2 教保第 37 - 1 号「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業の措置について」により、令和 2 年 4 月 7 日（火）から 4 月 19 日（日）までを臨時休業とすることとしたところですが、本日、愛知県緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、下記のとおり対応することとします。

各学校においては、幼児児童生徒・保護者へ周知するとともに、適切に対応してください。

記

- 1 臨時休業の期間を 5 月 6 日（水）までとする。
ただし、今後の県内の感染状況等を踏まえ変更する場合がある。
- 2 臨時休業中は、以下の点に留意する。
 - ・登校日については、これまでも必要最小限の範囲で実施するよう通知しているところではありますが、今回の緊急事態宣言を踏まえ、より一層適切に対応する。
 - ・登校日に登校する際には、学年や学級ごとに時差登校や分散登校とし、児童生徒への学習課題の提示や学習状況等の確認を行う。
 - ・特別支援学校においては、自宅等で過ごすことが難しい児童生徒等については、自主登校教室の設定など児童生徒の居場所を確保する体制を整え、保護者等との連携を密にして対応する。なお、実施にあたっては、いわゆる「3 つの密」が重なることがないように適切に対応する。
 - ・臨時休業期間中の部活動や補習等については、自粛とする。

担当 保健体育課 振興・保健グループ（山下）
高等学校教育課 教科・定通指導グループ（鶴見）
特別支援教育課 指導グループ（尾野）
電話 052-954-6793（保健体育課がイリン）
052-954-6787（高等学校教育課がイリン）
052-954-6798（特別支援教育課がイリン）